

1. 介護離職ゼロ施策と介護保険事業計画の関係等について

(1) 基本的考え方

- 介護を理由とする離職者は近年毎年約10万人前後発生しているとともに、特別養護老人ホームへの入所申込者のうち在宅で要介護度3～5の人は約15万人存在しており、いずれも減少傾向にはない。
- こうした状況を踏まえ、国においては、2020年代初頭までに、①介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、②特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消する、ことを目指すこととしている。
- このため、今般、平成27年11月26日に一億総活躍国民会議で取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（以下「緊急対策」という。）においては、2020年代初頭までに、現行の介護保険事業計画等における整備量に対し、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せすることとしている。
- 各市町村におかれては、各期の介護保険事業計画の策定に当たって、人口推計、要介護認定者数やサービス利用率等の実績、政策的な動向等に基づき、サービスの見込み量の推計を行っていただいているところ。
- 今後の計画策定に当たっては、上記の状況を踏まえ、介護する家族の就労状況や特別養護老人ホームへの入所申込者の実態を調査分析した上で、具体的にサービスの見込み量に反映することが重要となってくると考えられる。
- このため、上記の緊急対策と併せて、
 - ① 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査（下記（3）参照）
 - ② 特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等についてより詳細な実態調査、検証（下記（4）参照）を実施することにより、第7期以降の介護保険事業計画策定への活用を図ることとしている。

(2) 第6期介護保険事業計画や保険料への影響について

- 今般の約 12 万人分の施設・居住等サービスの前倒し、上乗せ整備は、2020 年代初頭までに、①介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、②特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消する、という政府の目標に向けた対応として、第7期分以降の前倒しも含め自治体に可能な限り整備をお願いするものである。
- 第6期期間中に前倒ししてサービスの一部が提供される場合であっても、平成29年度のサービス見込み量（537 万人）と比して財政に与える影響は限定されると考えられる。第6期計画は既に初年度の後半に入っていることもあり、必ずしも第6期計画の変更を求めるものではない。
- また、仮に第6期期間中に財源不足が見込まれる場合でも、当面、必要に応じ、介護給付費準備基金の利用や、財政安定化基金からの借入により対応していただくことを想定している。
- なお、各都道府県、市町村においては、今回の上乗せ整備によって第6期計画上の必要入所（利用）定員総数を上回る認可や指定を行っていただくことがあり得るが、老人福祉法上の認可及び介護保険法上の指定（老健施設にあっては許可）に係る需給調整については、条文上「しないことができる」という規定であることから、こうした取扱いも都道府県又は市町村の判断により可能であるのでご承知おきいただきたい。

(3) 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方を的確に把握するための調査について

① 実施目的

- 2020 年代初頭までに、介護を理由としてやむを得ず離職する方をなくすことを目指すためには、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握し第7期以降の介護保険事業計画に反映していただく必要がある。
- このため、今般の補正予算で、厚生労働省において、どのような調査手法を取れば、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握することが可能となるかについて、調査研究事業を行うことを予定している。
- この結果を各市町村に提供させていただくので、第7期計画の策定に向けて今後実施される、様々なニーズ把握のための調査の一環として活用していただきたい。

② 実施方法（案）

- 厚生労働省において、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発のための調査研究事業を実施する。例えば、要介護者の家族に対して、現在の介護状況（介護の有無、介護の程度等）、現在の就労状況等（無職、介護を機に離職、就労継続中等）、介護を機に離職した者について、どのような支援があれば就労を継続出来たか、就労継続中の者について、今後も就労を継続するためにどのような支援が必要か、といった事項を調査することによって家族のニーズを把握できるかどうかといった視点から検討を行うことが考えられる。
- 当該調査手法については、その後各自治体がこれを効果的に活用して、地域のニーズを把握することができるよう、有識者や自治体の方々の意見も踏まえつつ検討することとしている。
- 補正予算成立後、速やかに調査研究を開始し、28年秋頃に成果物を提示したいと考えている。

（４）特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する調査について

- 特別養護老人ホームの入所申込者の状況については、都道府県及び市町村等のご協力の下、平成21年度及び25年度に厚生労働省において全国調査を実施し、公表したところである。
- （１）のとおり、特別養護老人ホームへの入所申込状況等に関し、より詳細に「待機」の実態を把握する必要があるため、前回の調査様式を見直した上で来年度に全国調査を実施することを予定しているため、ご理解、ご協力いただきたい。
- なお、調査内容の見直しについては、今後、さらに検討を行い、お示しすることとしているが、例えば、現行の入所申込者数に加え、緊急度や入所申込時期、在宅以外の者の内訳等の項目の追加を想定しているため、ご了知いただきたい。